

お亡くなりになった被保険者にかかる後期高齢者医療給付 各種申請のご案内

被保険者が亡くなられた場合には、民法の規定により、その権利を相続した正当な遺産相続人の代表者（代表相続人）が療養費・高額療養費等を申請し、受け取ることができます。

申請にあたっては相続人を確定する書類をご提出していただく必要があります。

なお、すでに申請書を提出済みのときは、改めて申請書を提出する必要はありません。行き違いでですのでご容赦ください。

1 支給申請書（申立書）

申請書と申立書の記入の方法については別紙をご参照ください。

2 戸籍謄本または改製原戸籍謄本等の資料（コピー可）

- 戸籍関係や法定相続情報一覧図等の資料は、お亡くなりになった被保険者と代表相続人（申請代表者）の続柄が分かるものの提出をお願いします。例外として、お亡くなりになった時点で被保険者と代表相続人（申請代表者）が同一世帯で続柄が確認できる場合には戸籍謄本等の添付は不要です。
- 資料の返却をご希望の方は切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。
- 遺言による相続の場合は、戸籍謄本でなく、遺言書等の写しの提出をお願いする場合があります。
詳細は下記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

◇◇ 参考 ◇◇

- 申請書に添付する戸籍謄本等については以下の表を参考のうえ、ご用意くださいようお願い致します。法定相続情報一覧図は代表相続人（申請代表者）と被相続人の記載があれば受け付けます。
- 戸籍謄本等の交付に関する手続きについては、証明したい関係（例：母と息子）を戸籍の窓口へお伝えいただき、お問い合わせください。

お亡くなりになった被保険者との続柄		必要となる戸籍謄本 (被保険者（お亡くなりになった方）と代表相続人（申請代表者）の戸籍等の証明書の氏名が一致しているかご確認ください)
申請代表者	配偶者	申請代表者本人の戸籍謄本
	子（養子）	申請代表者本人および親の戸籍謄本
	孫	申請代表者本人の戸籍謄本
	兄弟	申請代表者の親の改製原戸籍謄本
	甥・姪	お亡くなりになった被保険者と相続人（申請代表者）の関係が分かる戸籍謄本

* ご申請をいただく時期によっては、再度、申請用紙を送付する場合がありますので、
ご容赦ください。

* ご申請後に、後期高齢者医療給付（高額療養費・高額介護合算・療養費）の申請をする場合、
戸籍等の提出を省略できる可能性があります。ご確認は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

豊島区役所 高齢者医療年金課

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1

電話 3981-1332